

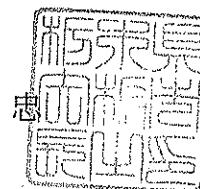


矢建第12号

平成19年4月24日

国土交通省道路局長 様

矢板市長 遠 藤



中期的な計画の作成にあたっての意見提出について

陽春の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。本市道路行政につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成19年4月2日付け国道企第114号をもって依頼のありました標記の件について、別添の通り提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さい」とお願いします。

別 紙

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

道路整備において、都市部と地方が同じであってはいけない。ややもすると、都市部での道路整備は終わりに近づいているような見方・考えがあるが、まだまだ整備が進まない地方の実態を十分把握していただきたい。

道路が整備されて、はじめて周辺が発展することになるので、道路網の整備が是非とも必要であることから、財政的支援をお願いしたい。

今後進めていただきたい項目

- ① 事故防止や渋滞対策の一環として、バイパスの整備、右折レーン設置などの交差点改良。
- ② 市街地を取り巻く環状幹線の整備。
- ③ 集落と集落とをつなぐ連絡道路の整備。
- ④ 集落内生活道路の拡幅や歩道設置など、交通安全施設の整備。

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

市町村道はもちろんのこと、国・県道整備にかかる迅速化を進めることが重要であり、国・県で進めている「みえるか計画」は目標管理につながることから、積極的に取り入れるべきである。

また、「道路は、国・県・市町村のもの」と言う考え方を改めて、「道路はみんなのもの、自分たちが使うもの」と言う意識付けを進める必要がある。

官民お互いが協力しあって、自分たちの道路を守り・管理していくなければならない。

今後進めていただきたい項目

- ① 国・県道の早期供用開始には用地の確保が大前提であり、交渉にあたり地元の状況に明るい市町村職員の協力が功を奏することもあるので、お互いに情報交換や連絡を密にした協力体制の確立を進めるべきである。
- ② 矢板市では、道路の*「里親制度」*「道ぶしん制度」を取り入れており、限られた財源の中で「自分たちが使う道路は自分たちが守り、育てる」との考え方の醸成を図っている。国・県でも「アイロード」「アイリバー」などと言った制度を導入しており効果が上がっている。

少ない財源の中で効率的な道路管理を行うためには、沿道の住民などが路の管理にもっと参画できる取り組みを進めていただきたい。

3. その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関すること

今後進めていただきたい項目

- ① 今後予想される大地震などの災害の際に、緊急通行を確保する意味において、幹線道路橋梁の耐震化工事への財源的支援をお願いしたい。
- ② 慢性的な渋滞緩和策として、道路の立体交差化が有効であることは、先進事例を見ても明らかである。しかしながら、相当なる事業費を要することから、優先度を付した集中的な改良を引き続きお願いしたい。

* 「里親制度」 …個人、団体、グループ、企業などがボランティアとして登録し、国道、県道、市道など市内にある身近な道路を親がわりになって美化や清掃活動を推進する。

* 「道ぶしん制度」
…地域住民の活力を利用し、原材料を支給して住民参加による道路施設の修繕、整備活動を支援する。